

介護保険の保険料と激変緩和措置 (65歳以上の方)

65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に、個人の世帯状況や所得に応じて6段階に分けられます(下表参照)。平成18年度の税制改正(公的年金控除額の引き下げや、合計所得125万円以下の老年者の市町村民税非課税措置廃止)により、今まで市県民税が課税されていない方が課税され、介護

保険料の段階が上がった方が急激な負担増加とならないよう、平成20年度も激変緩和措置(軽減措置)を行います。対象となる方は自動的に減額されるため、申請や届出をする必要はありません。

平成20年度普通徴収(納付書)通知書は8月中旬、特別徴収(年金天引き)通知書は9月中旬に送付します。

《平成20年度の介護保険料》

本年度の段階	対象者	基準額×調整率	保険料(年額)
第1段階の方	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者(世帯非課税)	基準額×0.50	21,600円
第2段階の方	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方(世帯非課税)	基準額×0.50	21,600円
第3段階の方	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方(世帯非課税)	基準額×0.75	32,400円
第4段階の方	本人が市民税非課税(世帯課税)	基準額×1.00	43,200円
	税制改正により第1段階・第2段階から上昇した方	基準額×0.83	35,850円
第5段階の方	税制改正により第3段階から上昇した方	基準額×0.91	39,310円
	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	54,000円
	税制改正により第1段階・第2段階から上昇した方	基準額×1.00	43,200円
第6段階の方	税制改正により第3段階から上昇した方	基準額×1.08	46,650円
	税制改正により第4段階から上昇した方	基準額×1.16	50,110円
第6段階の方	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50	64,800円

※ 基準額：43,200円(年額)

問合せ先：高齢福祉課 介護グループ(内線171) 笠間支所 福祉課(内線72163) 岩間支所 福祉課(内線73173)

笠間市戦没者追悼式 8月23日(土)

世界の平和と安全は、人類共通の願いです。現在、アメリカをはじめロシア、イギリス、フランス、中国など8か国が核兵器を保有し、核戦争の危機感がぬぐい去れない状況にあり、世界的に核軍縮が望まれています。

日本は世界で唯一の被爆国であり、広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴えていくことは、日本国民の願いでもあります。

笠間市議会では、日本国憲法の恒久平和の理念に基づく核兵器廃絶と人類永遠の平和を要求し、「非核平和都市宣言」を決議しました。8月は、63年前に広島と長崎に原爆が投下され、終戦を迎えた月であり、23日には笠間市戦没者追悼式が行われます。この機会に、戦争の悲惨さと平和の尊さを考えてみませんか。

◆笠間市戦没者追悼式：8月23日(土)

午前10時～ 笠間公民館大ホール

安全第一 農作業事故に気をつけて!

秋の農作業に向けて、安全への準備をお願いします。

お盆が過ぎると、秋の収穫作業が始まります。春と並んで農作業の事故が多発する時期でもあります。作業直前になって農機具の不具合に慌てることのないよう、事前に点検整備を始めましょう。また、安全を第一に、無理のない作業を心掛けてください。

コンバインの転落・転倒事故
水田の行き帰り、コンバ

インの積み下ろしをする際に事故が多発しています。転落・転倒の防止には、コンバインを動かしたときから気を緩めず、に操作し、歩み板をしつかり固定するなど、の対応が大切です。

問合せ先▼農政課(内線525)

